

中労委勝利

中央労働委員会は、中労委平成22年（不再）第13号東海旅客鉄道（新幹線関西地本掲示物撤去）不当労働行為事件について、組合側の主張を認め勝利命令を下した。



中央労働委員会は、会社による組合掲示物の撤去は、「労働組合法7条第3号に該当する」不当労働行為であるとして組合側の主張を認め、JR東海労本部・新幹線関西地本・名古屋車両所分会に対して、JR東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長名で、今後このような行為を繰り返さないよう留意します。という文書を速やかに手交しなければならないと認定した。

JR東海会社は、この命令を真摯に受け止め直ちにJR東海労本部・新幹線関西地方本部・名古屋車両所分会に対して直ちに謝罪文を手交し、私たちに謝罪しろ！



